

## 国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 6 条第 1 項に規定する農業利用を目的とした売払いをします。

### 1 売払物件

物件 番号	財産 区分	所 在	地番	登記簿 地 目	登記簿面積 (㎡)
1	土地	宮崎県宮崎市池内町光山	339 番	田	1,370

- (注) ①土地の評価は田で行い、面積は登記簿面積とする。  
②土地は現況での売払いとする。

### 2 入札参加者に必要な資格

農地法第 3 条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加する者は、4 の（1）の①の提出期限までに同②の提出場所に「国有財産売払一般競争入札参加申込書」を提出すること。

入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の 10 日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

### 3 入札要領及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号  
宮崎県（農政水産部農村計画課農地調整担当）
- (2) 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 1 丁目 14 番 20 号（宮崎市役所第 4 庁舎）  
宮崎市農業委員会事務局
- (3) 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号  
九州農政局（経営・事業支援部農地政策推進課農地企画係） 菅  
TEL：096（300）6364

(注) 問い合わせ先は、（3）のとおり。

### 4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
  - ① 提出期限 令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 5 時まで
  - ② 提出場所 〒860-8527

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課農地企画係

(注) 事前審査の結果、入札参加資格がない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

(2) 入札及び開札の日時、場所

- ① 入札 令和4年9月6日(火) 13時30分
- ② 開札 入札締切後直ちに開札
- ③ 場所 宮崎県宮崎市橘通東1丁目14番20号  
宮崎市役所 第4庁舎 9階会議室

**5 入札保証金**

入札に参加する者は、入札開始前に入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額を現金で納付すること。

入札後、落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した際に発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

**6 入札の無効**

入札参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

**7 契約保証金**

落札者は、落札後直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額を現金で納付すること。ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に当てることができる。

**8 契約不履行**

落札者が落札後、国有財産売買契約書を九州農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、5の入札保証金は国庫に帰属する。

**9 契約書の作成の要否及び代金支払い方法**

契約書の作成を要し、代金は歳入徴収官が発行する納入告知書により納付する。

**10 その他必要事項**

- (1) 代理人をもって入札をしようとする場合は、代理人の資格を示す委任状を提出すること。
- (2) 入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

**11 携行すべきもの**

入札者の登録印鑑(代理人をもって入札しようとする場合は、代理人の登録印鑑)

## 12 契約内容等の公表

入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」等を農林水産省及び九州農政局ホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とする。

以上公示する。

令和4年5月30日

契約担当官

九州農政局長 宮崎 敏行

## 入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所(以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出し、入札書には代理人の表示をして下さい。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付しなければなりません。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1参照)について入札前に確認しなければならず、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 公示書又は本要領の条項に違反するもの

- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの  
（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条については別紙2参照）
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申し立てることはできません。

第12条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失います。第3回目以降に行う入札についても、上記を準用して行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第14条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第15条 入札保証金は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金は、契約締結後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第16条 落札者が落札後国有財産売買契約書を九州農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第17条 落札者は、契約締結しようとするときには、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付しなければなりません。

第18条 契約者（落札者）の契約保証金は、国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定められた所定期日までに売払対価が納付された後に所定の手続により還付します。

ただし、契約者（落札者）からの申し出により契約者（落札者）に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第 19 条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第 20 条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」等を農林水産省及び九州農政局ホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「年間貸付料」、「貸期間」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋没物等を減価要因とした場合はその旨記載）」等を農林水産省又は九州農政局のホームページにおいて公表します。

3 前 2 項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 21 条 本要領に定めない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。

## 別紙1

### 暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記1から3までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

#### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

上記事項について、入札参加申込書の提出をもって誓約します。



## 別紙 2

### ○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

### ○ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）（抄）

（職員の行為の制限）

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）  
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。